

(信託の変更の登録の申請)

第四十四条 前三条に規定するものほか、第三十六条第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

2 受益者又は委託者は、受託者に代位して前項の登録を申請することができる。

3 第二十九条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(著作権等の変更の登録等の特則)

第四十五条 信託の併合又は分割により著作権等が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該著作権等に係る当該の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による著作権等の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により著作権等が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

2 信託財産に属する著作権等についてする次の表の上欄に掲げる場合における著作権等の変更の登録(第三十五条第三項の登録を除く。)については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。

一 著作権等が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	受託者
ある場合にあつては、信託管理人が信託管理人(以下この表において同じ。)	受託者
二 著作権等が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合	受託者
三 著作権等が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	受託者

(著作権法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前にされた登録の申請に係る登録に関する手続については、前条の規定による改正後の著作権法施行令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(外国為替令の一部改正)

第二十五条 外国為替令(昭和五十五年政令第一百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 回路配置利用権等の登録に関する政令(一部改正)

第二十七条 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百一十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第六十五条」を「第六十五条の二」に改める。

第二十八条 「第六十五条の二」の下に「(信託による回路配置利用権以外の権利についての変更を除く。)」を加える。

第二十九条 「裁判所」を「裁判所書記官」に改めるときは、「下に」、「職権で」を加える。

第三十条 「移転の登録」の下に「、信託による質権についての変更を除く。」を加える。

第三十一条 「第一審裁判所」の下に「の裁判所書記官」を「ときは」の下に「、職権で」を加え、「裁判所書記官の」を削る。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

(信託の登録の申請方法)

第五十三条 回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利の信託の登録は、受託者だけで申請することができる。

(権利についての変更の登録の申請の特例)

第五十四条 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利についての変更の登録は、受託者だけで申請することができる。

第五十五条前の見出し中「申請」を「信託の登録の申請」に改め、同条中第六号を第一号とし、第二号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法第百八十五条规定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

は、その旨

第五十五条第一号の次に次の二号を加える。

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

第五十五条に次の二項を加える。

二 前項の申請において、同項第一号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、当該受益者代理人が同項第一号の受益者(同項第四号)に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

第五十七条を次のように改める。

第五十八条 信託の登録の申請は、信託に係る回路配置利用権についての移転若しくは変更又は信託に係る回路配置利用権以外の権利についての設定、移転若しくは変更の登録の申請と同時にしなければならない。

第五十九条第一項中「が移転」の下に「又は変更」を「抹消」の下に「申請」を加え、「の移転」を「についての移転又は変更」に「同一の申請書で申請しなければ」を「同時にしなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第五十九条の前の見出し中「更迭」を「変更」に改め、同条第一項中「更迭」を「変更」に改め、同条第一項中「第五十条第二項」を「第八十六条第四項本文」に改める。

第六十条中「審判」の下に「法人の合併以外の理由による解散」を加え、「前条第一項」に改め、「又は他の受託者」を削り、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 受託者が二人以上ある場合において、その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、前条第二項の登録は、他の受託者だけで申請することができる。

第六十一条の前の見出しを(信託の変更の登録)に改め、同条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、その旨の登録を経済産業大臣に嘱託するものとする。